

地域計画

策定年月日	令和7(2025)年3月28日
更新年月日	- (-)
目標年度	2034年度
市町村名 (市町村コード)	松崎町 223051
地域名 (地域内農業集落名)	松崎・中川・岩科・三浦地区 (江奈・桜田、那賀、山口、南郷、船田・峰輪、門野、石部)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	53.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	49 ha
② 田の面積	34.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	19.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(江奈・桜田) まとまった水田が存在する地区。今後、農地の出し手になる可能性が高い、65歳以上かつ後継者がいない人が全体の半数以上を占めている。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。機械を所有する農業者の主要作業の受託が行われており、飯米農家等の負担軽減につながっている。一方で、作業受託者の受託面積拡大が難しくなっている。 既に耕作を辞めている地権者が半数程度おり、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農業を辞めたい及び規模縮小を希望する者も含めると6割以上を占め、荒廃農地の拡大が懸念される。
(那賀) まとまった水田が存在する地区。水田の大半は約5aの小規模な区画である。近年、鳥獣被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 中心経営体は有機農業等にも取り組んでおり、新規農業者も耕作しているが、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農道拡幅等の基盤整備も進んできているので、荒廃農地の拡大を防いでいきたい。
(山口) まとまった水田が存在する地区。近年、鳥獣被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。中心経営体や飯米農家を中心に耕作されている箇所は多いが、後継者の見込みのない農地が多く、耕作の継続性が懸念される。
(南郷) 基盤整備事業により鮎川地区に2.8haの優良農地が創出され、町内外の耕作者により全農地で耕作が予定されている。長期に渡り安定的な営農が継続されるよう、関係機関と連携しながら支援していく。
(船田・峰輪) 基盤整備事業により小山地区に3.8haの優良農地が創出され、令和8年度から法人を含めた耕作者により全農地で耕作が予定されている。長期に渡り安定的な営農が継続されるよう、関係機関と連携しながら支援していく。
(門野) 柑橘のまとまった樹園地が存在する地区。7.6haの樹園地で集落協定を締結して営農している。協定により一部の作業を協働で行っているため安定的な営農がなされているが、耕作者の高齢化による離農が懸念される。
(石部) 棚田により水稻栽培をしている地区。3.6haの棚田で集落協定を締結し、オーナー制を用いて営農している。町外者を含めた会を組織し、日常的な営農活動を行っているが、会員の減少や高齢化により長期的な営農の継続が危惧される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

各地区とも中心作物の生産を継続することを基本とするが、地域農業維持のためには中心経営体以外の耕作や地域外からの耕作者の参入が必要となることから、作業受委託を活用した従来の中心作物の耕作の継続の他、新規耕作者の意向を踏まえた新たな作物の産地化を基盤整備事業の実施も含め検討していく。 水田については、畦畔撤去による農地1区画の拡大化を推進し、農作業効率、生産性の向上を図っていく。 中心経営体等の耕作が難しい農地は、荒廃化して周囲の耕作地に悪影響を与えないよう保全管理を行い、既存の営農環境を維持するとともに、耕作希望者が現れた際に営農を再開しやすい農地環境を維持するよう推進していく。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の営農計画に支障がない範囲で農業を担う者による農地利用を進めるとともに、法人による大規模営農の誘致も推進していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.7	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
水田の大半が約5aの小規模な区画のため、より効率的な営農ができるよう農用地の大区画化を目指し、担い手を中心に集約化を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
作業受委託の受託面積拡大や農地中間管理機構を活用して、認定農業者や地域外の新規就農者などの耕作面積の拡大を進め、担い手への農地集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構への農地貸付を推進しつつ、担い手の経営意向を考慮し、農業委員・推進員とも話し合った上で段階的に集約化を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2034年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 県、町、JAが連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタル、共同施設利用などの支援や生産する農地を斡旋することで、相談から定着まで切れ目ない取り組みを展開する。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 高齢者が多くなっている作業受託をJAまたは、地域内で共同で作業していく組織でできないか協議を進めていく。									
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】 ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ②保全管理は草刈りの他、田への菜の花・野バラ・ひまわりなどの植栽を検討していく。									

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		別紙1のとおり	ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

				F100	F100		F100	F100		
--	--	--	--	------	------	--	------	------	--	--